

- 1 取消し線部分は、変更前
- 2 赤字部分は変更後
- 3 上記以外は、変更無し

岐阜都市計画地区計画の変更 (岐阜市決定)

都市計画太郎丸地区地区計画を次のように変更する。

名称	太郎丸地区地区計画	
位置	太郎丸知之道、太郎丸北郷、太郎丸諏訪、太郎丸中島、山県岩明光、山県岩字明光、太郎丸字白山下・字諏訪前・字稲葉前の各一部	
面積	約51.1ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市の北部に位置し、私立岐阜女子大学の南側に近接する、主要地方道関本巢線の沿道に分布する集落の連たんする地区であり、今後さらに市街化の圧力が高まるものと予想される。 このため、既存の宅地と調和のとれた住環境の形成を図る。
	土地利用の方針	1 良好な低層住宅地としての土地利用を図る。 2 主として住宅地としての土地利用を図る。 3 住環境を悪化させない小規模工場の立地を許容した土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	既存の道路を拡幅する形の地区整備計画を策定し、主要な区画道路及び区画道路を適切な間隔で位置付けることにより、市街化の進捗度に合わせる形で計画的な道路の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途制限を実施する。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		名称	標準幅員	路線数	延長
			区画道路	W=8.0m	3本	L=約 760m
			区画道路	W=6.5m	9本	L=約2,530m
			区画道路	W=6.0m	21本	L=約4,560m
配置は計画図表示のとおり						
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区			
		地区の面積	約7.8ha			
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。ただし、この地区計画の告示の日の前日に次の各号の一の用途に供されている建築物等を引き続き同一の用途に供する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の2に規定するものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2-(り)項 (ぬ)項第3号及び第4号に規定するもの、又は同項第3号（13）及び（13の2）の用途に供する工作物 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 			

「区域は計画図表示のとおり」